

[illegible]

令和元年 第3回

別海町議会定例会会議録

[illegible]

自 令和 元年 9月10日

至 令和 元年 9月13日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 元年 9月10日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 令和元年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第69号 | 令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第70号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第71号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第72号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第73号 | 別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第74号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第75号 | 別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第76号 | 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第19 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第20 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第21 | 認定第 1号 | 平成30年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 2号 | 平成30年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第 2 3	認定第 3 号	平成 3 0 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 4	認定第 4 号	平成 3 0 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 5	認定第 5 号	平成 3 0 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 6	認定第 6 号	平成 3 0 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7	認定第 7 号	平成 3 0 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 8	認定第 8 号	平成 3 0 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 2 9	同意第 5 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 0	同意第 6 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 1	同意第 7 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 2	報告第 6 号	放棄した債権の報告について
日程第 3 3	報告第 7 号	平成 3 0 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 3 4	報告第 8 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 6 号	令和元年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 6 7 号	令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 6 8 号	令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 6 9 号	令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 7 0 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 7 1 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 2 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 3 号	別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 4 号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 日程第16 議案第75号 別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第76号 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 認定第1号 平成30年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第2号 平成30年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第3号 平成30年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第4号 平成30年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第5号 平成30年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第6号 平成30年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第7号 平成30年度町立別海病院事業会計決算認定について
- 日程第28 認定第8号 平成30年度別海町水道事業会計決算認定について
- 日程第29 同意第5号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 同意第6号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 同意第7号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第32 報告第6号 放棄した債権の報告について
- 日程第33 報告第7号 平成30年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第34 報告第8号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 伊 藤 多加志
 監 査 委 員 竹 中 仁
 農業委員会会長 小 野 榮 一
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建設水道部長 山 岸 英 一
 病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
 農業委員会事務局長 中 村 公 一
 監査委員事務局長 小 林 由 治
 福 祉 部 次 長 青 柳 茂
 建設水道部次長 伊 藤 一 成
 総 務 課 長 佐々木 栄 典
 財 政 課 長 寺 尾 真太郎
 防災交通課長 麻郷地 聡
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 町 民 課 長 青 柳 茂
 老人保健施設事務長 竹 中 利 哉
 水産みどり課長 小 湊 昌 博
 管 理 課 長 川 畑 智 明
 事 業 課 長 伊 藤 一 成
 病院事務課長 小 川 信 明
 生涯学習課長他 石 川 誠
 図 書 館 長 他 新 堀 光 行

副 町 長 佐 藤 次 春
 代表監査委員 杉 本 義 久
 選挙管理委員長 高 崎 好 藏
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産業振興部長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 会 計 管 理 者 阿 部 美 幸
 選挙管理委員会書記長 佐々木 栄 典
 総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
 産業振興部次長 小 湊 昌 博
 教 育 部 次 長 石 川 誠
 総合政策課長 三 戸 俊 人
 税 務 課 長 宮 本 栄 一
 尾岱沼支所長他 福 原 義 人
 介護支援課長 千 葉 宏
 保 健 課 長 他 干 場 富 夫
 農 政 課 長 小 野 武 史
 商工観光課長 伊 藤 輝 幸
 建築住宅課長 田 畑 直 樹
 上下水道課長 外 石 昭 博
 学 務 課 長 他 入 倉 伸 顕
 中央公民館長 内 山 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士
 1 5 番 戸 田 憲 悦

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、併せて申し上げます。

また、議場内の室温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまから令和元年第 3 回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は 16 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において指名いたします。

13 番中村議員、14 番佐藤議員、15 番戸田議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第 2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） 9 月 2 日及び 9 月 5 日に開催いたしました議会運営委員会で第 3 回定例会にかかる運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第 3 回定例会に町側から提出されております案件は、全部で 28 件であります。

内容は、令和元年度各会計補正予算が 4 件、条例の一部改正が 7 件、人権擁護委員候補者推薦の諮問が 3 件、平成 30 年度各会計決算認定が 8 件、固定資産税評価審査委員会委員の同意が 3 件、放棄した債権の報告が 1 件、平成 30 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が 1 件、専決処分の報告が 1 件で、報告が合わせて 3 件であります。

これら提出案件のうち平成 30 年度各会計決算認定第 1 号から第 8 号までの 8 件については一括議題とし、平成 30 年度各会計決算審査特別委員会を設置して慎重な審議をすべきものといたしました。

なお、決算認定以外の提出案件については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものといたしました。

また、特別委員会の構成につきましては、横田議員、田村議員、大内議員、木嶋議員、瀧川議員、松原議員、戸田議員の 7 名を選任すべきものと決定いたしました。

なお、放棄した債権の報告及び別海町健全化判断比率と資金不足比率の報告並びに専決処分の報告については、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、9月10日から9月13日までの4日間とし、初日には町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

2日目には一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件の内容説明・質疑、討論・採決を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、小椋議員、中村議員、宮越議員、木嶋議員、瀧川議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程の定めに基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等にかかわる対応については、慎重に協議をいたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情書等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件1件であります。

内容は、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてであり、戸田議員から提出されるもので、定例会最終日に提案されることになっております。

また、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」については、産業建設常任委員会で継続協議といたしました。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長はじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和元年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変時節柄お忙しい中、御出席を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。

それでは、定例会開催に当たりまして行政報告を申し上げます。

まず、初めに、8月23日から24日にかけて降り続いておりました大雨による被害でございます。

道路関係で、町道上春別南1号、これは、中標津から西春別駅前に抜ける幹線道路でございますけれども、これの一部が決壊いたしまして、8月29日まで片側交互通行の規制を行ってございましたけれども、ようやく復旧作業も終わりました。

今は、交通規制を解除しており、今月の下旬には、最終的な復旧工事を完了する予定でございます。

今回の道路改修に伴う被害額については、100万円前後というふうに試算しております。

次に、6月の第2回定例会以降、9月までの間でいろいろな要請行動に取り組んでおりましたので、これについて御報告を申し上げます。

初めに、防衛に関する要請でございますけれども、7月3日に北海道基地協議会の役員として、防衛省をはじめとします国の関係省庁並びに北海道選出国會議員に対しまして、令和2年度における防衛施設周辺対策、さらには基地交付金等について中央要請活動を行っております。

また、8月22日には、北海道防衛自衛隊駐屯地連絡協議会、これの幹事として、北海道におきます自衛隊の体制強化や、道内に所在している自衛隊駐屯地の維持拡充及び地域コミュニティとの連携を求める夏期中央要請を実行いたしまして、関係自治体とともに防衛省まで出向いてきたところでございます。

次に、北方四島交流事業にかかわる要請行動でございますけれども、北方四島と根室管内との地域間交流については、これまで関係機関と協議を行ってきたところでございますけれども、新たな地域間交流の推進について北方領土隣接地域振興対策根室管内連絡協議会、略して北隣協と申し上げておりますけれども、これを構成しておりますのは、管内の5つの自治体でございます。

この5人の首長と一緒に、9月4日には、北海道及び道議会、次の5日には、内閣府北方対策本部、外務省並びに道内の選出国會議員のところへ要請を行って、四島の現在のロシア住民と、それから、根室管内の隣接地域自治体との直接的な相互親睦を図り、相互理解を進めて、ともに交流できる、そういう体制を整えてことが大事なことであるということで要請活動を行ったところでございます。

また、毎年行われております根室管内の期成会の要請活動でございますけれども、これ

は、8月の6日・7日、2日間において実施されまして、道庁関係、並びに7日は、中央省庁、国会議員等に要請活動を行っております。

あと、今年は、特に、特徴的には、いつもは、要請書を関係省庁に手渡しで提出して、こういう要請が課題となっていますというようなことを言っていただけたんですけども、今年は農水省におきまして、関係班長さん方が意見交換会の場を設定していただきまして、班別としましたから全部の5つの自治体の首長方ではございませんでしたけれども、私が所属しました第3班の人間全員と、それと農水省の関係班長さん方とで意見交換会を開きまして、うちの課題を多々言ったところでございます。

こういう行動を行ったのは、今までの期成会の活動の中で初めてでございまして、大変有効な意見交換会であり、単に要請書を渡す要請活動だけではなくて、こういったしっかり意見交換会をし、地元の気持ち、実情を口を通して伝えていくことが大事なことで、今後ともこういう取組に取り組んでいきたいと、そういうふうに感想を感じているところでございます。

今後とも、町及び管内における懸案事項については、関係機関とともに積極的に要望・要請活動をしていくことによって、地域の実情を中央官庁に分かってもらおうと、そういうことも大切なことだというふうに考えております。

それでは、次に、産業の動向について申し上げます。

酪農・畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産は、本年1月から7月末まででございまして、28万6,000トン、28万6,000トンでございまして、これは、対前年比100.2%、販売額で言いますと294億円。

これは、対前年比で103.2%、これは、生乳価格が上がったためというふうに考えております。

昨年の牧草の品質の低下による影響がどれぐらい出るのかちょっと心配していたところでございますけれども、おかげさまで前年度同程度に推移しているということで安堵しているところでございます。

また、今年の牧草の生育状況でございますけれども、これは、9月1日現在で、平年並みに推移しており、収穫作業は、例年よりも1日遅れという状況となっております。

また、飼料用トウモロコシについても、平年より2日遅い生育状況となっております。

こう申し上げますと、平年より悪い状況かなというふうに印象を受けると思いますが、一番草は、例年よりも品質のいいものがとれたという報告も受け取っております。今のところ数字的に何がどのぐらいよくなったということは出ておりませんが、例年の経験から見ますと、今年は、少しよい栄養分のある牧草がとれたのかなと思っております。今年の後半並びに来年の前半における生乳生産量は、少し期待できるのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

また、家畜の暑熱被害でございますけれども、今年は、大変暑い日が多くありまして、7月1日から8月20日までの間で、5頭が日射病及び熱射病を発症しまして、そのうちの1頭は廃用になりました。

まだまだ、昨日、今日と暑い日が続いておりますので、農家の皆さん方にも、今後とも牛の管理に気をつけるようお願いするところでございます。

次に、水産業の状況でございます。

野付・別海両漁協における本年1月から8月末までの漁獲量でございますけれども、これは、2万5,000トン、対前年比で102%、金額で申し上げますと、72億

8,000万円、これは、対前年比で114%と、1割強伸びております。

昨年より獲れ高が2%しか伸びてないのに、金額では14%が伸びているというのは、ホタテが高値で推移されたのかなと、そんなところも影響しているのかなというふうに考えているところでございます。

また、夏のホッカイシマエビ漁でございますけども、操業前の資源調査の結果、昨年のほぼ倍でございます26.9トン、これの計画で操業が始まりまして、計画数量を若干残した中での漁期が終わりましたんで、夏漁の操業を終えているところでございます。

10月には、秋エビ漁が漁期を迎えることですから、これからの秋漁にも大変期待をしているところでございます。

本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、9月1日から網が入り、4日から本格操業が始まっております。

水揚げ状況については、総体で昨年をやや上回るものの、楽観できる状況ではなくて、今後の本格的な操業に向けて、来遊状況や価格の動向に期待をしているところでございます。

次に、商工業と観光についてでございます。

別海町中小企業振興行動指針、これに基づく担い手育成の一環といたしまして、昨年に引き続き、7月に別海高校生と地元企業との懇談会を開催し、さらに、8月には別海高校生の大学視察研修実行いたしました。

懇談会では、23名の生徒と企業17社の参加がありましたが、このような生徒とそれから企業の直接対話の機会というのは、企業の業務内容や業種への理解が生徒たちにとって深まり、地元企業への就職希望者の増加に加えて、就職後の早期離職防止、これの一助になるものというふうに考えているところでございます。

また、大学視察研修につきましては、17名の生徒が参加し、北海道大学など、6校の視察を行いましたけれども、生徒の向上心や向学心が培われ、将来の担い手として中小企業振興につながればと、そんなふうに期待を寄せているところでございます。

観光客の入込数につきましては、7月末現在15万3,600人、これは、前年よりも増加しております。

イベントの来場者は、えびまつりが例年2日だったのが、今年は1日の開催となったことによりまして、若干減少したものの、野付半島ネイチャーセンターをはじめとする多くの観光拠点への入り込みが全体的に好調だったことが主な要因であったというふうに考えられます。

これから予定されております本町を代表する秋のイベントにも、町内外から多くの方々が来町されることを願っているところでございます。

次に、建設工事等の発注状況でございますけれども、8月31日現在で、工事及び業務委託を合わせまして101件、金額で約56億1,000万円と、今年度予算の74%を発注しておりまして、概ね計画どおりの進捗状況となっております。

今後2カ年国債での道路工事や除雪作業業務委託などを予定しているところでございます。

全体に適期の発注により、技術者不足のできるだけ影響を受けないような体制を整えていくことも大切なことであるというふうに考えております。

次に、プレミアム付き商品券の事業についてでございます。

消費税の引き上げに伴いまして、負担緩和や消費下支えのために実施されるプレミアム付

商品券事業の現時点での進捗状況でございますけれども、対象者のうち申請が必要となります住民税の非課税者、これは3,383名、これに対しまして、既に購入引換券交付申請、これの書類の送付を終えておりまして、9月2日から11月29日までの期間で申請を受け付けることになっております。

また、申請の要らない子育て世代326世帯、人数で353人分につきましても、世帯主宛てに購入引換券の送付を今後予定しているところでございます。

町内に事業所、これは店舗ですけれども、これを有する事業者を資格要件とする特定事業者登録の状況につきましては、7月22日から8月23日までの募集期間を終えまして、8月30日現在で、95企業、112軒が登録をしております。

なお、商品券の使用可能期間でございます、これが大事でございますけれども、10月1日から令和2年3月31日まで、本会計年度内ということですね、までとなっております。

次に、この間の小・中学生のスポーツの活動ぶりについて一端を御報告申し上げます。

7月13日から帯広市で開かれました第16回アンダー10、10歳以下ですね、サッカー北北海道大会では、別海サッカー少年団13名が出場し、見事準優勝を飾っております。

また、7月14日に札幌市で開催されました第37回の北海道小学生陸上大会、これには、別海陸上スポーツ少年団、この選手22名が出場いたしました。

走り幅跳びで優勝、また、4年生の女子100メートルで第3位に入賞するなど、輝かしい成績を収められております。

加えて、7月から8月にかけて道内各地で開催されました令和元年度の北海道中学校体育大会、中体連ですね、これには、別海中央中学校のバスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトテニス、陸上競技の各生徒が参加し、また、8月10日から岩見沢で開催されました北海道中学生軟式野球大会、これには、同校野球部の生徒が出場しておりまして、このうちサッカー大会では、ベスト4進出という大変輝かしい成果を収めております。

そのほかにもスポーツに励む多くの子供たちが、日々ひたむきな努力を重ねております。

スポーツに限るものだけではありませんけれども、そのような子供たちの支援を今後とも町として教育委員会とともにしっかり担ってまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、豊原へき地保育園の閉園について御説明申し上げます。

豊原へき地保育園は、昭和39年6月に床丹第2季節託児所として開所以来、豊原地域の子育て支援と福祉の醸成に寄与してまいりました。

先般、豊原連合町内会会長及び豊原へき地保育園父母の会会長の連名によりまして、豊原地域の就学前の児童数が大変減少傾向にあること、また、子供の保育環境として、一定数の集団保育を保護者が望んでいること、これらを理由として、豊原地域全体の意見として、令和2年3月31日をもって閉園し、中春別保育園との統合を望む旨の内容とする要望書の提出があったところでございます。

町としましては、今後、地域における入園児童数の増は見込めないこと、また、小学校入学に向けた諸問題等を考慮し、このたびの地域の御判断をしっかりと受け止めまして、要望のとおり豊原へき地保育園の閉園及び中春別保育園への統合を決めたところでございます。

今後は、引き続き地域の関係者の方々と協議を重ねながら、閉園並びに統合に向けた事務を進めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が11件、諮問が3件、認定が8件、同意が3件、報告が3件でございます。

まず、最初に、議案第66号は、令和元年度一般会計補正予算でございます。

まず、歳入は、固定資産税収入見込額の精査に伴う増額及び交付額の決定による普通交付税の増額、また、幼保無償化に関わる特例交付金の増額が主な内容であります。

歳出では、幼保無償化制度の移行に伴う私立認定こども園利用者負担の町単独負担金が減額となる一方で、二酸化炭素排出抑制対策事業の継ぎ足し単独分の追加による増など、増額となる経費が見込まれるため、それらを計上し、合計で4,870万円を増額補正するものです。

議案第67号の令和元年度介護サービス事業特別会計補正予算では、老健施設の二酸化炭素排出抑制対策事業費の増が主な内容で、1,880万円を増額補正するものです。

次に、議案第68号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算で、歳入は、介護保険料収入見込額の増や介護保険料の軽減に伴う一般会計繰入金の増などで、歳出では、前年度国庫支出金等の精算返還経費などを計上し、360万円を増額補正するものです。

議案第69号の町立別海病院事業会計補正予算では、院内総合情報システム事業費の変更により182万6,000円を増額補正するものです。

次に、議案第70号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第71号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、いずれも幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴って利用者負担額について改正を行うものです。

議案第72号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育に関わる連携施設の確保、基準緩和などの改正を行うものです。

議案第73号の別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部改正については、現在実施しております訪問介護員派遣事業及びはつらっデイサービス事業をこのたび軽減対象に加えるなど、所要の改正を行うものです。

議案第74号の別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に伴い、居住費等の基

準、費用額等を改正するものです。

次に、議案第 7 5 号の別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 7 6 号の別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に要する条例の一部改正については、矢臼別演習場周辺移転措置の実施により民生安定施設設置事業で取得した育成牛等の一時管理施設の財産処分に当たり所要の改正を行うものです。

次に、諮問第 1 号から諮問第 3 号までの 3 件については、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

本年 1 月 3 1 日をもって人権擁護委員の 3 名の任期が満了となることから、法務大臣への候補者の推薦について議会の意見を求めるものです。

認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件は、平成 3 0 年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

次に、同意第 5 号から同意第 7 号は、別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

本年 9 月 3 0 日をもって固定資産評価審査委員会委員の 3 名の任期が満了となることから、新たな選任について議会の同意を求めるものであります。

報告第 6 号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき、平成 3 0 年度中に放棄した債権について議会に報告するものです。

報告第 7 号は、平成 3 0 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

報告第 6 号は、専決処分の報告についてです。

根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を変更する必要性が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものであります。

以上で提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第 7　議案第 6 6 号から日程第 2 0　諮問第 3 号までの 1 4 件、及び日程第 2 9　同意第 5 号から日程第 3 1　同意第 7 号までの 3 件、合わせて 1 7 件については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第 7　議案第 6 6 号から日程第 2 0　諮問第 3 号までの 1 4 件、及び日程第 2 9　同意第 5 号から日程第 3 1　同意第 7 号までの 3 件、合わせて 1 7 件につい

ては、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第66号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第66号 令和元年度別海町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第66号の内容を説明いたします。

別冊の令和元年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億2,170万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款町税、2項で7,049万2,000円の増。

10款地方特例交付金、1項で1,529万円の増。

11款地方交付税、1項で6,984万2,000円の増。

14款使用料及び手数料、1項で1,301万8,000円の減。

15款国庫支出金、1項と2項で442万1,000円の増。

16款道支出金、1項から3項で337万9,000円の増。

17款財産収入、1項で20万円の増。

18款寄附金、1項で28万円の増。

19款繰入金、1項で1億4,720万円の減。

20款繰越金、1項で1,138万7,000円の増。

21款諸収入、5項で1,136万4,000円の増。

22款町債、1項で2,226万3,000円の増。

歳入合計で4,870万円の追加です。

3ページにお進みください。

「歳出」です。

2款総務費、1項で3,423万2,000円の増。

3款民生費、1項と2項で789万8,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項と 4 項で 1, 4 1 7 万 1, 0 0 0 円の増。

7 款商工費、1 項で 5 1 5 万 9, 0 0 0 円の増。

8 款土木費、2 項で 2 4 0 万円の減。

1 0 款教育費、1 項及び 4 項から 6 項で 5 4 3 万 6, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 4, 8 7 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 9 6 億 2, 1 7 0 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「第 2 表 債務負担行為補正」で、今回は、3 件の「追加」と 1 件の「変更」です。

まず、「追加」の 1 件目、「防衛施設周辺障害防止事業」は、矢臼別演習場の土砂流出対策工事とモニタリングの業務で、期間は令和 2 年度、限度額は 3, 7 9 3 万 2, 0 0 0 円。

2 件目は、「防衛施設周辺道路整備事業における根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事」で、期間は令和 2 年度、限度額は 9, 6 0 0 万円。

3 件目も同じく「防衛施設周辺道路整備事業（中西別上風連線改良舗装工事）」で、期間は令和 2 年度、限度額は 2 億 2, 1 0 0 万円とするものです。

続いて、「変更」です。

ふるさと交流館の指定管理者に対する委託料ですが、この 1 0 月からの消費税引き上げ
予定に伴い指定管理委託料も引き上げる必要が生じたことから限度額を変更するもので、
期間に変更はなく、限度額「1 億 2, 3 4 3 万 5, 0 0 0 円」を変更後において「1 億
2, 9 6 3 万 8, 0 0 0 円」とするものです。

次に、「第 3 表 地方債補正」で、3 件の「変更」です。

1 件目、「庁舎等整備事業」は、二酸化炭素排出抑制対策事業の増により借入限度額の増額。

2 件目、「臨時町道整備事業」は、予定した工事の発注状況などから今後の支出見込額の精査により限度額の減額。

3 件目、「臨時財政対策債」は、借入可能額の確定により限度額を増額するものです。

各項目の変更額につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、各項目ともに変更はございません。

一番下の合計になりますが、補正前の借入限度額「2 5 億 9 0 万円」に 2, 2 2 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の限度額を「2 5 億 2, 3 1 6 万 3, 0 0 0 円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1 の「総括」は省略し、2 の「歳入」から説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 の「歳入」です。

目の欄の補正額で説明いたします。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税、7, 0 4 9 万 2, 0 0 0 円の増は、当初の賦課決定に伴います収入見込額の精査によるものです。

1 0 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金、1, 5 2 9 万円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴い、町立認定こども園などの保育料収入が減収となる分、また、私立の認定こども園に対する給付費の町負担の増に対して国からの特例交付金を見込むものが、主な内容となっております。

11 款地方交付税、1 項1 目地方交付税、6,984 万2,000 円の増は、令和元年度普通交付税の交付決定によるものです。

8 ページをお開きください。

14 款使用料及び手数料、1 項2 目民生使用料、919 万円の減、及び7 目教育使用料、382 万8,000 円の減は、幼児教育・保育の無償化に伴い、町立の認定こども園・へき地保育園の保育料収入見込額減額精査によるものです。

15 款国庫支出金、1 項2 目民生費国庫負担金356 万9,000 円の増は、低所得者に係る国からの介護保険軽減保険料負担金の増によるものです。

続いて、2 項2 目民生費国庫補助金85 万2,000 円の増は、消費税引き上げに伴います障害者自立支援給付システム改修に対する地域生活支援事業費等補助金を増とするものです。

9 ページにお進みください。

16 款道支出金、1 項1 目民生費負担金、178 万4,000 円の増は、15 款国庫支出金と同様に低所得者に係る北海道からの介護保険軽減保険料負担金の増によるものです。

2 項1 目総務費補助金、14 万5,000 円の増は、土地利用規制等対策費交付金及び北方領土啓発看板の補修費等に充てる北方領土隣接地域振興等補助金の交付決定によるものです。

5 目商工費補助金、75 万円の増は、U I J ターン新規就業支援事業費に対する地方創生推進交付金を増額するものです。

3 項5 目教育費委託金、70 万円の増は、北海道からの委託事業として実施する幼小教育接続円滑化モデル事業委託金を増額するものです。

17 款、1 項2 目利子及び配当金、20 万円の増は、根室中標津空港ビル株式会社からの株式配当金によるものです。

10 ページをお開きください。

18 款寄附金、1 項2 目教育費寄附金、28 万円の増は、本目新設で、生涯学習センター建設などに係る特定寄附金によるものです。

19 款繰入金、1 項1 目財政調整基金繰入金は、1 億4,720 万円の減で、補正後の財政調整基金繰入額は9 億2,580 万円となり、予算上の年度末の基金残高は7 億8,460 万5,000 円を予定としております。

20 款繰越金、1 項1 目繰越金、1,138 万7,000 円の増は、前年決算額確定によるものです。

11 ページにお進みください。

21 款諸収入、5 項1 目雑入、1,136 万4,000 円の増は、内示額通知による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のほか、歳出予算のほうで一時支払いを行った後、戻入が行われることを見込む南知床4 町地域雇用創造協議会戻入金、また、幼児教育・保育の無償化制度の実費負担であります副食費の収入を諸収入で計上することなどによるものです。

12 ページをお開きください。

22 款町債、1 項1 目総務債、2,270 万円の増、4 目土木債、150 万円の減、7 目臨時財政対策債、106 万3,000 円の増は、先ほど、4 ページ、第3 表の「地方債の補正」と内容が同様となりますので、説明を省略させていただきます。

以上が「歳入」となります。

次に、「歳出」で、13ページをお開きください。

3の「歳出」です。

こちらにも目の欄の補正額で説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費、28万円の増は、生涯学習センター建設などのためにいただいた寄附について、生涯学習振興基金に積立てを行うものです。

6目企画費、3万円の増は、JR北海道根室線支援のための沿線自治体負担金によるものです。

11目環境対策費、2,990万7,000円の増は、酪農工場及び保健センターの省エネ照明機器等の導入につきまして、当初補助対象箇所の工事として予定しておりましたが、倉庫や機械室などの補助対象外箇所についても地方債を活用し実施したいとすることによるものです。

13目特定防衛施設周辺整備費、401万5,000円の増は、14ページにわたりますが、道路改良工事請負費などの支出見込額の精査による減額の一方で、労務単価等の上昇により今後発注予定の調査設計費に不足が見込まれることによるものです。

15ページまでお進みください。

3款民生費、1項2目老人福祉費、803万5,000円の増は、ケアハウスの高圧電気設備の点検結果不良によります改修工事の工事費のほか、今回の補正に伴いまして介護サービス事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金をそれぞれ増減するものです。

4目障害者福祉費、419万1,000円の増は、消費税率改定に伴う障害者自立支援給付システム改修費のほか、前年度の障害者自立支援給付事業の精算に伴い、北海道への返還金が生じることによるものです。

続いて、2項児童福祉費、16ページをお開きいただき、1目児童福祉総務費、1,922万4,000円の減は、幼児教育・保育の無償化改正に伴い、私立幼稚園に対する町単独軽減分の負担金の減が主な内容です。

4目保育園費、90万円の減は、こちらは、中春別認定こども園経費の学校給食費負担の減となりますが、こちらにつきましては、中春別認定こども園は、現在給食センターの給食を提供しておりまして、その給食にかかる副食、つまりおかず等分の負担は、これまで歳入予算を編成し保育料として受けておりましたために、歳出予算を編成して給食センターに支払うという仕組みになっておりましたが、このたびの幼児教育・保育の無償化制度に伴いまして、学校給食と同様、直接給食センターのほうに納付する仕組みとなりますことから、今後不要となる当該経費について精査、減額するものです。

17ページにお進みください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、271万9,000円の増は、多面的機能支払交付金の過年度精算による北海道への返還金のほか、酪農工場の給水装置であります加圧給水ユニットの不具合に伴う更新経費によるものです。

4目畜産業費、639万円の増は、矢臼別演習場周辺酪農家の移転措置に伴い、町有のパドック撤去費用などが必要となりますことから、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業を増額するものです。

4項2目水産業振興費、506万2,000円の増は、風蓮湖内に大量発生しておりますモクズガニの駆除経費について補助を行う沿岸漁業振興対策経費を増額するほか、18ページをお開きいただき、右上になりますが、ニシン種苗生産センターにおいて不具合が起きておりますポンプ類などの改修経費によるものです。

19ページにお進みください。

7款商工費、1項1目商工業振興費、477万8,000円の増は、北海道が実施する移住者支援対策を活用いたしまして、町内移住者に対し支援金を交付するUIJターン新規就業支援事業の新規立ち上げによるもののほか、根室管内4町広域連携事業であります「南知床4町地域雇用創造協議会」への負担金によるものです。

なお、こちらの負担金は、一旦支払いを行います、負担先の協議会のほうで国庫金などの収入をした後、年度内に必要な経費を除いて精算される予定でありますため、戻入れの歳入予算を計上する仕組みとなっております。

続いて、3目ふるさと交流館費、38万1,000円の増は、消費税率引き上げに伴いますふるさと交流館の指定管理委託料の増額によるものです。

20ページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費、610万円の増は、労務単価上昇に伴います町道維持補修事業の支出見込額の精査によるものです。

3目道路新設改良費、850万円の減は、臨時町道整備事業費の支出見込額精査によるものです。

21ページにお進みください。

10款教育費、1項3目教育指導費、70万円の増は、幼児教育と小学校教育の双方の理解を深め、円滑な接続のために取組を支援する北海道のモデル事業について、野付・中春別地区の小学校及び認定こども園において当該モデル事業を受託し実施する見通しが立ちましたことから、必要経費について教育指導経費の中で増額するものです。

4項1目幼稚園管理費、14万3,000円の増は、幼児教育・保育の無償化制度の開始に当たり、1号認定から2号認定に移行する方も見込まれることから、おやつ代であります賄材料費の不足見込額について増額するものです。

5項1目社会教育総務費、23万6,000円の増は、奥行臼駅通所の一般公開来場者の増に対し、受付業務等のパート職員を増員して対応しているところですが、現状を踏まえまして、今後の賃金に不足が見込まれることから増額するものです。

22ページをお開きください。

7目西公民館費、35万3,000円の増は、西公民館の浸透桷破損に係る修繕料を見込むものです。

8目図書館費、48万4,000円の増は、図書館システムを運用するパソコンの通信セキュリティを強化する必要がある、それに伴い図書館システムの再設定に要する業務委託料によるものです。

6項1目保健体育総務費、292万円の増は、特に小・中学生のスポーツ団体の活躍により、今後のスポーツ団体等派遣補助に不足が見込まれることによるものです。

5目パイロットマラソン大会費、60万円の増は、パイロットマラソン補助金におきまして、参加申込者数が当初の見込みを下回り、参加料収入が減額とするなる中で、大会運営経費を精査してもなお不足が見込まれますことから、追加補助したいとするものです。

以上で議案第66号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第66号の内容説明が終わりましたが、ここで10分間休憩いたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3点ほどちょっと質問したいと思うんですけど。

1点目はですね、債務負担行為補正で、変更部分、ふるさと交流館の委託料に関する限度額を600万円ほど増額するっていう話ですけど、説明では、消費税増税分というお話でしたけれども、600万円の増額ですから、単純に消費税増税分だけっていうことではないのかなっていう感じがするんですが、ちょっと説明をいただければというふうに思います。

かかわってなんですが、歳出の部分で指定管理費の増額が、やはりふるさと交流館に関わっております。

すごい単純な質問なんですけれど、指定管理費に関しては、ふるさと交流館だけじゃなくて多岐にわたっているわけですが、今回、ふるさと交流館だけが出てきているっていうことはどういうことかなって、非常に単純にですね、そう思ったんで、その点を質問いたします。

それが、1件目ですね。

それから、2点目なんですけど、これもちょっと項目が多岐にわたっているんで、一括した形でちょっと質問しますけれど、今回の保育料の無料化の問題でいろいろな部分で出てきているわけですが、国の今回の制度改正が、町財政にどういうふうな影響を与えているかということを概括してどういうふうに言えるのかっていうことをちょっとお聞きしたいなというふうに思うんです。

特に、町独自にやっていた支援策が今まであるわけですが、この制度改定によって支出しようとしていた部分が支出しなくても済むというところがあるわけですね。

そういう使わなくても済む予算が出てくる額の総額は、幾らぐらいになるのかなと。

逆に出ていく部分もあるのかなっていうふうに思いますから、そのプラスマイナスが総額として、大体ざっくりでいいですので、予算上余裕がどのぐらい、余裕っていうのかな、財源が新たに生み出されるっていう言い方もできるのかもわかりませんが、そこら辺プラス面どういうふうになるのかっていうことをちょっとお聞きかせ願いたいのと、この無料化にかかわってですね、食費の実費をいただくということになるのだけど、負担増になる家庭はあるのかなのかっていうことですね。

ざっと見たところないのかなっていう感じはするんですが、もしかしたらあるかもしれないので、そこら辺あるとしたら、具体例をちょっと示していただければというふうに思います。

それから、最後3点目なんですけど、19ページのUIJターン新規就業支援事業なんですけど、また、新しい言葉がいろいろ出てくるんですね、UIJターン、UターンとかIターンとか複合した言葉のようなんですけど、これ事業内容をちょっとお知らせいただければ

と思います。

以上です。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

ただいまの中村議員からの御質問についてお答えを申し上げます。

まず、指定管理料の増額についてでございますが、こちらにつきましては、ふるさと交流館の指定管理料におきまして、消費税分は、現在８％で積算をしておりましたが、１０月からの２％の増税分として、１０月以降下半期分の３８万９７２円を増額するものです。

なお、ふるさと交流館におきまして、このような処理を行いましたのは、他の指定管理施設におきましては、年度当初より１０％への増額対応をしておりましたが、ふるさと交流館におきましては、そのことを失念しておったものでございます。

ので、このタイミングで行わせていただきました。

また、債務負担行為の額でございますけれども、こちらは、平成３０年度から令和２年度までの指定管理期間の中におきまして、これまで既にですね、指定管理料の増額を行ってきた経緯がございます。

年度ごとに申し上げます。

平成３０年度におきましては、総額３６０万１，２１２円。

こちらにつきましては、施設設備の老朽化によりまして故障が発生し、その修理が完了するまでの間について営業継続するために、新たな費用負担が発生しましたため、その補填として指定管理料の増額を行ったものです。

令和元年度分でございます。

こちらにつきましては、総額１８３万８，８３３円。

こちらにつきましては、昨年の北海道胆振東部地震におきまして長時間停電が起き、ふるさと交流館の運営に被害が生じたため、その実費分を弁済したものでございます。

こちらの金額は、約１４５万円となっております。

また、先に申し上げました消費税の総額分を計算したものでございます。

その合計が１８３万８，８３３円でございます。

また、令和２年度におきましても、消費税の増税分がございますので、そちら１年間分の８％から１０％への２％の増の部分を計算いたしまして７６万１，９４４円、合計で６２０数万円の増というふうにしたものでございます。

引き続きまして、ＵＩＪターン新規就業支援事業について御説明を申し上げます。

本事業につきましては、地方の担い手不足への対処や移住者支援を目的として、東京２３区在住者または東京圏から東京２３区への通勤者で、地方への移住を希望する者に対し、国、都道府県及び市町村が連携して、地元企業とのマッチング支援や、移住の際の支援を図るものでございます。

この事業によりまして移住された方には、移住支援金が交付されます。

移住支援金は、世帯で１００万円、単身で６０万円となっております。

なお、移住者とのマッチングを希望する中小企業の事業者は、北海道が開設しているマッチングサイトへの登録が必要となります。

この登録は無料でありまして、移住支援金の負担もありません。

本町におきましても、各産業で担い手不足が深刻化しているため、本事業を活用するこ

とで、都市部に集中している人材を本町に呼び込むことが期待できるとしているものでございます。

なお、本年度の事業想定数につきましては、世帯1件というふうに想定してございます。以上です。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

私からは、2点目の「国の財源の影響額は」という御質問に対してお答えしたいと思います。

無償化による主な影響としましては、9月以降の保育料ベースでの試算ではありますがけれども、収入で、公立保育園・幼稚園分の保育料は、10月から3月の半年分で1,300万円ほどの減収を見込んでおります。

また、歳出では、無償化によりまして、私立認定こども園に対する町独自軽減分の利用者負担を補填している助成額、こちらを1,900万円の減額となる見込みでおります。

なお、負担額が増額となる方と申しますのは、保育料が基本的にかかっていなかった方が想定されるかと思いますが、こちらは、今の試算では45名ほどいらっしゃいます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ふるさと交流館だけが失念していたんですね。

そういうお答えだったかなっていうふうに思うんですが、どうしてそういう事態が起こるんだろうかなっていう感じがするわけです。

その点でもしお答えいただければというふうに思うのが1点と、それから、もう一点ですが、収入の分、支出の分でそれぞれ減ということで、プラスマイナスすると600万円ほど、このことによって財政的には残るといいますかね、半年分でそういうこと、1年間分だとしたら1,000万円をちょっと超えるというような額かなっていうふうに思うんですが、そういうふうに生み出された財源をですね、生み出されたというか、新たに生まれる財源をより子育て支援に拡大していく、制度を拡大していくために使うというような考え方がほしいなっていうふうに思いますけれども、その点についてももし町長の考えがあればお知らせいただければと思います。

それから、負担増になる家庭というか、人数的には45人というお知らせでしたけれども、具体例としては、最大どのぐらいの負担増になるのか、最小でどのぐらいの負担増になるのか、ちょっとモデル的に教えていただければと思います。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい。

ふるさと交流館指定管理料の再計算に伴うことでございますけれども、原因ということ、私を含めます担当課の理解不足、注意不足だったというふうに痛感してございます。

今後このようなことがないように注意してまいりたいと思います。

以上です。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

それでは、「負担増になられる方の最大で幾らか最低で幾らか」ということですが、保育料がゼロ円でしたという方々からの実費徴収が生じることからへの増額の部分というふうになるかと思えますけれども、副食費が実費徴収とされたことで、保育料としてはゼロ円でしたが、そちらは無償化になりましたので、今後、実費として徴収する額の最低ではですね、給食センターを利用されている方は4,840円は負担がかかると、それから最高で6,000円程度の目安で負担がかかるという、最高額で6,000円というふうになっております。

これは、主食代も含めての今額になっておりますが、副食で申しますと、最低で3,800円程度、最高で4,400円程度になっております。

以上です。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

子ども・子育て、幼児の無償化に伴う財源といいますか、増減の話からですね、少し補足をさせていただきたいと思うんですけども。

まず、今回、認定こども園の利用者負担軽減として町単独で行っている部分につきましては、先ほど福祉課長も申し上げましたとおりですね、1,900万円ほど町の支出が減というふうになります。

これは、予算書のほうでいいますとですね、16ページのところの数値というふうになります。

伴って減額となる部分ですが、これも福祉課長申し上げましたけども、使用料の減額ということが出てまいります。

これは、予算書でいいますと8ページの民生使用料、教育使用料の合計額が1,300万円と。

それと、もう一つ歳入で申し上げますとですね、7ページの地方特例交付金、この分がですね、うちの場合は、単独助成をもう既にやっていたけれども、やっていない市町村は新たに負担が生じるということになりますので、その部分をこの特例交付金でですね、補填するというのが今回の国としての対応の考え方です。

これにつきましては1,529万円ぐらいを見込んでいるということですが、これは、令和元年度についての対応ということを国が今言っています。

令和2年度以降は、そしたらどうするのかということですが、これらにつきましては地方交付税の中で積算、算入するということなものですから、色がついてない形で交付税の中で算入されるということになります。

ただ、先ほど申し上げました使用料ですとかは、町村にとっては目に見えて減額する部分があるということですね。

それで、このことでいきますと、今まで別海町がやってきた単独の助成事業に、財源的に、計算上はですね、浮く部分が出るのではないかと思いますけれども、これにつきましては、元々国が幼児教育の無料化を検討しているとするという段階でですね、先駆けて町が単独で国の決定を待ってやるべきだという判断をして取り組んでまいりました。

それは、平成27年度からになります。

その時点では、幼児教育だけが対象になるのではないかということもありましたけども、今回、結果として、3歳児以上については、保育園も負うということになりました。

それで、町が先駆けて、幼児保育について、独自の軽減をしてきた分につきましてはある意味、いずれ国がそういう制度をやるだろうと。

ただ、それを町としては、先駆けで取り組んだということでもありますので、今回の国の制度化を持ってですね、さらに町が上乗せするような単独事業ですね、即座に何か取り組むかということについては現時点では考えておりません。

ただ、今後の国のいろんな動きですとか、いろんな不都合が出てくることもあろうかと思しますので、町の独自の対策については、今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今は副町長からの御答弁がありましたけれども、検討する部分もあるということですからぜひせっかくな、子育てしやすい別海町ってということで、全道的全国的に広まりつつある別海町のブランドですかね、そういう点での、別海町という点をますます発展させていくっていう方向で、ぜひ考えていただければなというふうに思います。

今後またいろんな論議があると思いますので、そちらのほうに委ねたいと思います。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ質疑を終わります。

◎日程第8 議案第67号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第67号 令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設（竹中利哉君） はい。

議案第67号令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容について説明をいたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,050万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

4款繰入金、1項で4万2,000円の減。

5款繰越金、1項で10万3,000円の増。

6款諸収入、1項で283万9,000円の増。

7款町債、1項で1,590万円の増。

歳入合計で1,880万円の増です。

次に、「歳出」です。

同じく補正額の欄で申し上げます。

1款介護サービス事業費、1項で1,880万円の増、歳出合計で1,880万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,050万円とするものです。

3ページへお進みください。

次に、「第2表 地方債補正」です。

今回の補正は、地方債の限度額を変更するもので、二酸化炭素排出抑制対策事業費の増に伴い、起債の限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

3ページ中ほどになりますが、補正前の限度額600万円を1,590万円増額し、補正後の限度額を2,190万円とするものです。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は説明を省略し、2の歳入から説明をいたします。

7ページをお開きください。

「2、歳入」です。

目の欄の補正額で説明いたします。

4款繰入金、1項1目繰入金、4万2,000円の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業費の増と、平成30年度決算による繰越金の額の確定による減です。

老人保健施設のLED照明等の導入を行います、二酸化炭素排出抑制対策事業費の増につきましては、当初、補助対象箇所の工事を予定しておりましたが、倉庫や機械室等の、補助対象外の箇所についても、地方債を活用し、工事を実施したいとするものです。

5款繰越金、1項1目繰越金、10万3,000円の増は、平成30年度繰越金の額の確定によるものです。

8ページをお開きください。

6款諸収入、1項1目雑入283万9,000円の増。

7款町債、1項1目介護サービス事業債、1,590万円の増は、いずれも二酸化炭素排出抑制対策事業費の増に伴う補助金及び老人保健施設整備事業債借入れの増によるものです。

「歳入」は以上です。

9ページをお開きください。

「3、歳出」です。

同じく目の欄の補正額で説明します。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費、1,880 万円の増は、二酸化炭素排出抑制対策事業費の増によるものです。

「歳出」は以上です。

以上で議案第 67 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 67 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 9 議案第 68 号

○議長（西原 浩君） 日程第 9 議案第 68 号 令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第 68 号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1 ページをお開きください。

令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 7,070 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」です。

最初に、「歳入」です。

補正額の欄で説明します。

1 款保険料、1 項で 158 万 3,000 円の増。

3 款国庫支出金、1 項と 2 項で、203 万円の減。

7 款繰入金、1 項と 2 項で、401 万 4,000 円の増。

8 款繰越金、1 項で 3 万 3,000 円の増。

歳入合計で 360 万円の増額です。

次に、「歳出」です。

同じく補正額の欄で説明します。

1 款総務費 1 項で 1 万 6,000 円の増。

5 款諸支出金、1 項で 358 万 4,000 円の増。

歳出合計で３６０万円を増額し、補正額の歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億７,０７０万円とするものです。

次の事項別明細書ですが、１の総括については省略させていただき、２の歳出から説明いたします。

５ページをお開きください。

「２、歳入」です。

目の欄、補正額で説明します。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料、１５８万３,０００円の増は、令和元年度本賦課による見込み額の増によるものです。

３款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金１８０万１,０００円の増は、令和元年度国庫負担金、当初見込み額の増額によるものです。

２項１目調整交付金、３８３万１,０００円の減は、令和元年度国庫補助金、当初見込み額の減額によるものです。

６ページをお開きください。

７款繰入金、１項１目一般会計繰入金、７１３万８,０００円の増は、令和元年度低所得者保険料軽減に伴う、国等負担金による事務費繰入金の増額によるものです。

２項１目介護給付費準備基金繰入金３１２万４,０００円の減は、令和元年度決算見込みによる介護保険給付費準備基金繰入金の減額によるものです。

８款繰越金１項１目繰越金３万３,０００円の増は、平成３０年度決算額確定に伴う余剰金処分によるものです。

続いて、７ページをお開きください。

「３、歳出」です。

同じく目の欄、補正額で説明いたします。

１款総務費、１項１目一般管理費、１万６,０００円の増は、介護保険制度改正に伴う資料作成管理費の増によるものです。

介護保険制度の改正に伴い、資料の内容訂正シートの作成費用に不足が生じることから補正を行うものです。

５款諸支出金、１項２目償還金、３５８万４,０００円の増は、平成３０年度介護給付費及び地域支援事業交付金の精算に伴う、国支払い基金への返還金です。

以上、議案第６８号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第６８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１０ 議案第６９号

○議長（西原 浩君） 日程第１０ 議案第６９号 令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第69号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和元年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的支出額に対して不足額7,120万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,120万2,000円で補填するものとする。

収入の1款資本的収入、1項で90万円を増額し、2億6,392万6,000円とするものです。

次に、支出の1款資本的支出、1項で182万6,000円を増額し、3億3,512万8,000円とするものです。

第3条、起債限度額。

予算第5条の起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、「院外総合情報システム整備事業」、補正前の限度額1億2,200万円を補正後の限度額1億2,380万円とするものです。

なお、起債の方法、及び提出並びに償還の方法は補正前と変更はありません。

次に、3ページの補正予算実施計画は省略させていただき、補正予算に関する説明書です。

4ページをお開き願います。

「令和元年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目の補正額で説明させていただきます。

資本的収入及び支出の「収入」です。

1款資本的収入、1項1目企業債、90万円の増は、医療機械器具整備事業について起債対象外経費の精査により起債借入額が90万円の減となるほか、院内総合情報システム整備事業に係る事業費の増により起債借入額が180万円の増となり、合わせて90万円を増額するものです。

次に、「支出」です。

1款資本的支出、1項1目資産購入費、182万6,000円の増は、院内総合情報システム整備事業において、調剤システムの更新作業に必要な項目が増えたことにより、事業費を増額するものであります。

続きまして、5ページの「令和元年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュフロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右下、下段の部分で説明いたします。

資金増加額の見込みで1億9,754万1,000円の減額となり、資金期末残高で5,282万7,000円となる予定です。

続きまして、6ページをごらんください。

「令和元年度町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下、下段の下から3行目をごらんください。

当年度純損失を見込み1億7,189万9,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が24億1,276万2,000円となる見込みです。

7ページの「令和元年度町立別海病院事業予定貸借対照表」と8ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第69号と内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第69号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第70号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第70号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

それでは、私から議案第70号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書は5ページから17ページまでとなります。

内容の説明に入ります前に用語の説明をさせていただきます。

この特定教育保育施設といいますのは、認定こども園、幼稚園、保育所を総称したものになります。

次に、特定地域型保育事業といいますのは、ゼロ歳から2歳のお子さんをお預かりする事業所が行う事業のことで、その事業所の利用定員や配置職員基準等の要件によって四つの事業類型に分かれております。

1つ目は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、この四つとなります。

それでは、内容説明をいたします。

本条例の一部改正は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に関する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）とありますが、この改正法の施行に伴い、別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な規定の整備等を行うものです。

概要としましては、3歳から5歳の子供、及び市町村民税非課税世帯に属するゼロ歳か

ら2歳の子供に係る保育料をゼロ円に、また各施設等によって提供される便宜に要する費用のうち、食事に要する費用として支払いを受けることができる対象内容を現行の1号認定子どもの主食・副食に要する費用と2号認定子どもの主食に要する費用に加え、2号認定子どもの副食費に要する費用を対象とし、費用の支払いを受ける対象の除外規定を追加するなどの改正となります。

改正文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料は1ページから48ページとなります。

1ページから43ページまでが本改正案新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後となっております。

続いて、44ページをお開きください。

改正内容が複数箇所にあぶため、別海町特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正点のみ説明させていただきます。

改正要旨につきましては、先ほど概要で説明させていただきましたので省略させていただきます。

この資料は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となります。

まず区分の1、第2条から第9条第2項中の、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める用語の改正です。

これは、国において新たな施設等利用給付制度が創設されたことによる用語の改正となります。

以下、区分2から区分8までについても、同様の理由による用語の改正となりますので省略させていただきます。

次に、46ページ、区分11の第13条第1項は、特定教育・保育施設の保護者から支払いを受ける利用者負担額の保育料を規定するもので、現行全てのお子さんからの保護者から支払いを受けるとしていたものを満3歳未満保育認定子どもの保護者に係る利用者負担額のみとするものの改正となります。

次に、同条第4項は、各保育施設等が保護者から支払いを受けることのできる保育料以外の負担額のうち、食事に要する費用として支払いを受けることができる対象内容を現行の1号認定子どもの主食・副食に係る費用、2号認定子どもの主食にかかる費用に加え、2号認定子どもの副食に要する費用を対象とし、その費用の支払いを受ける対象からの除外規定を追加するものです。

除外内容の1つは、満3歳以上教育保育認定子どもの世帯に属する者の市町村民税所得割合算額により、教育認定子どもについては、7万7,101円未満の者、保育認定子どもについては5万7,700円未満の者の副食費については除くとするものです。

2つ目に、市町村民税額にかかわらず、満3歳以上の教育保育認定子どものうち、小学校3年生以下の子どもが世帯に3人いる場合の教育認定子どもについては、小学校3年生までの子どもの数のうち、第3子目以降である子どもを、保育認定子どもについては、就学前までの子どもの数のうち、第3子目以降である子どもの副食については除くとするものです。

3つ目に、満3歳未満の保育認定子どもの食事の提供に要する費用については、保育料から継続して徴収することとなることから、対象から除くとするものです。

次に、47ページをお開きください。

区分１７の第４２条は、特定地域型保育事業者が行うべき特定教育・保育施設との連携について規定している条項で、第２項の次に５項の追加となります。

主な内容としましては、特定地域型保育事業所の職員が病気や休暇等により、特定地域型保育を提供できない場合に、事業者にかわる保育、これを代替保育といいます。この代替保育を提供する連携施設として、現行の認定こども園及び幼稚園、または保育所を連携施設とすることに加え、同じ特定地域型保育事業所である小規模保育事業所等、または企業が従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業所内保育事業を行うものを連携施設とすることができるということです。

また、そのための提供場所や提供事業所に関する要件を第２項から第５項を規定し追加するものです。

さらに、第８項は、保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、満３歳以上の児童を受け入れているものについては、連携施設を確保しないことができるものとする内容を追加するものです。

次に、４８ページをごらんください。

区分２６の附則第５条は、特定地域型保育事業者が連携施設の確保が困難な場合における連携施設確保の経過措置について、連携施設の要件を満たした事業者が少数である現状を踏まえ、連携施設を確保しないことができるとする経過措置期間を現行の５年から１０年に延長する改正となります。

その他の改正内容につきましては、改正法に関連する条項文の整備及び用語その他字句の整備となりますので、説明は省略させていただきます。

なお、附則として、この条例は、令和元年１０月１日から施行するものです。

以上で議案第７０号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第７０号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１２ 議案第７１号

○議長（西原 浩君） 日程第１２ 議案第７１号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第７１号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書１８ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、子供子育て支援法施行令の一部改正により、認定こども園等を利用する３歳から５歳の全ての子供の保護者及び市町村民税非課税世帯の０歳から２歳の子

どもの保護者の利用者負担額が、ゼロ円となることなどから改正が行われたことから、別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により、説明いたします。

議案資料４９ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後となっております。

４９ページ上段、第１条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める改正は、国において新たな給付制度が創設されたことに伴う用語の整理です。

次に、同４９ページの第３条第１項は、利用者負担額についてです。

資料の５０ページ下段の別表第１から７１ページの別表第３につきましては、平成２７年度子ども・子育て支援新制度移行後における本町の利用者負担額を別表１に、平成２９年度、認定こども園へ移行した中春別保育園における利用者負担額の激変緩和措置として別表２及び別表３を定めたもので、この別表第１から別表第３までを削除し、改正後において第３条第１項の次に次の３項を追加するものです。

４９ページ下段、第３条第２項は、３歳以上の教育認定子どもと保育認定子どもの利用者負担額をゼロ円とする内容の追加です。

続いて、同条第３項は、満３歳未満保育認定子どもの利用者負担額を別表第１に定めるとするものです。

５３ページをお開きください。

中段の改正前、現行の（３）「３号認定利用負担額基準表」を改正後において「満３歳未満保育認定子ども利用者負担額基準表」に改めました。

左から階層区分、定義、利用者負担額となり、表中の第２階層、市町村民税非課税世帯の利用者負担額を４，５００円からゼロ円とし、５４ページ下段から、５７ページの備考につきましては、子ども・子育て支援法施行令の関連する条項文の整備となります。

次に、５０ページに戻っていただき、第４項は、第２項及び第３項に規定する認定子どもの年齢区分を当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度の途中において変更を行わないものとする年齢区分を追加するものです。

次に、５０ページ中段、第４条中の支給認定子どもを教育保育給付認定子どもに改める改正は、国において新たな給付制度が創設されたことに伴う用語の整理となります。

改正前の附則第３項経過措置は、認定こども園中春別保育園における利用者負担額の激変緩和措置の経過措置を設けたものであり、このたび経過措置の適用が不要となったことから、附則の削除を行うものです。

なお、附則として、この条例は、令和元年１０月１日から施行するものです。

以上で議案第７１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第７１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 3 議案第 7 2 号

○議長（西原 浩君） 日程第 1 3 議案第 7 2 号 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

それでは、議案第 7 2 号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書は、22 ページをお開き願います。

内容の説明に入ります前に、用語の説明をさせていただきます。

この家庭的保育事業等といいますのは、ゼロ歳から2歳のお子さんをお預かりする事業所が行う事業を総称して、等としております。

その事業所の利用定員や職員配置基準等の要件によって、4つの事業類型に分かれており、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業となります。

それでは内容説明をいたします。

本条例の一部改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、本条例の一部を改正するものです。

国の主な改正内容は、家庭的保育事業等における代替保育に係る連携施設の確保基準の緩和、居宅で保育を提供する場合の食事提供方法の新設、さらに、家庭的保育事業者等による卒園児の受け皿の提供を行う連携施設の確保要件、及び連携施設確保の経過措置を定める改正です。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の72 ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後となっております。

72 ページ上段、第5条第5項中、「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める改正は、第6条に項の追加を行うことによる条文中の字句の改正となります。

続いて、73 ページをお開き願います。

下段、第6条第2項から75 ページ中段の第6条第5項は、家庭的保育事業者は、職員の病気や休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等を行うものになる保育、これを代替保育といいます。この代替保育を提供する連携施設として、現行の認定こども園及び幼稚園または保育所に加え、小規模保育事業所等または事業所内保育事業を行うものを連携施設とすること、また、そのための提供場所や提供事業所に関する要件を追加するものです。

次に、75 ページ下段から76 ページ中段の、第16条第2項は、食事の提供方法として、現行の自園調理または施設からの食事の搬入に加え、居宅で保育を提供する家庭的保育事業に限り、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、乳幼児のアレルギー等への配慮が適切に応じることができると認められる事業者からの食事の外部搬入を可能とする内容を追加するものです。

次に、76ページ、第45条第1項中、「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める改正は、第6条に項の追加を行うことによる条文中の字句の整備となります。

76ページ中段、45条第2項は、保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、満3歳以上の児童を受け入れているものについては、第6条に規定する連携施設を確保しないことができるものとする内容を追加するものです。

続いて、77ページをお開き願います。

附則第2条第2項は施行日後において、家庭的保育事業者等の認可を受けた施設等について、家庭的保育事業者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者に限り、施行日から10年を経過するまでの間は、事業所内における調理設備等の設置及び嘱託医や調理員の配置を要しないことができるとするとともに、当該施設等内での調理を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないとする内容を追加するものです。

続いて、附則第3条は、家庭的保育事業者が連携施設の確保が困難な場合における連携施設確保の経過措置について、連携施設の要件を満たした事業者が少数である現状を踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年から10年に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第72号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ちょっとお尋ねしますが、こういう形で基準が定められていくということですが、それをチェックする、基準どおりに行われているかどうかというチェックの体制っていうのがどういうふうになるのか教えてください。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） お答えします。

特定教育保育施設につきましては、道の認可によつての施設となりますので、それら監査、指導を基準に沿って行っているかという監査につきましては、北海道において行うことになります。

また、家庭的保育事業等につきましては、町の認可になりますので、本町のほうで監査をすることとなります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

概略分かりましたけど、もうちょっと具体的にね、半年に1回チェックするんだとか、1年に一回程度のチェックなんだとか、どういう人たちによってチェックされるのかと、その辺もう少し詳しく教えてください。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） 失礼しました。

北海道におきましては年に1回、施設に赴きまして、担当者からのいろいろな事情を聴取したりですね、資料をもとに監査しているところです。

そちらには本町の職員も同席させていただくこともございます。

また、本町におきましては、こちらは、本町が施設に行きまして、年に1回程度、監査をしているところです。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので質疑を終わります。

◎日程第14 議案第73号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第73号 別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第37号別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書25ページをお開きください。

本条例の改正は、介護保険法改正に伴い、介護予防給付から、介護予防日常生活支援総合事業に移行となった第1号訪問事業、訪問介護員派遣事業及び第1号通所事業、はつらっデイサービス事業について、利用者負担額を介護予防給付と同様に、本条例を準用し軽減するため、本定例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、改正の内容は、別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の79ページをお開きください。

別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、右側が改正前、左側が改正後となります。

第1条では、目的に、介護予防日常生活支援総合事業及び同指定事業者を加えるものです。

79ページから80ページになります。

第2条では、軽減対象及びサービス、第1号の介護予防訪問介護、及び第4号の介護予防通所介護を削除し、第7号として、第1号訪問事業、訪問介護員派遣事業及び第1号通所事業、はつらっデイサービス事業を新たに加えるものです。

80ページから81ページになります。

第3条、利用者負担の軽減では、別海町介護予防日常生活支援総合事業の実施に関する要綱、第13条の規定による利用者負担額を加え、第1号訪問事業及び第1号通所事業利用者負担額に10分の5を乗じて得た額に軽減する旨定めるものです。

81ページをごらんください。

第7条、軽減措置の実施に関する事項では、語句の一部修正を行うものです。

81ページから82ページにかかります第8条届出の義務及び第9条軽減の終了では、第3号として、厚生労働大臣が定める基準に該当せず事業対象者とならなかったときを加え、新たに届出等が必要となる事項を定めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で議案第73号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第73号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

◎日程第15 議案第74

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第74号 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第74号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明します。

議案書27ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、国の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に伴い、介護保険法に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する費用の額と、居住費等に要する費用の額が引き上げられることになったことから、老人保健施設すこやか食費及び居住費に係る基準額を改正するものです。

また、診断書等の手数料について、老人保健施設が準用している、町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例に定められました。

診断書等の手数料が改正され、本年10月1日から施行されることに伴い、本条例で定める診断書等の手数料についても統一性を図るため、単価の改正を行い、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額として条例に定め、手数料を徴収する際に、消費税及び地方消費税を加えて徴収することとするため改正を行うものです。

議案の朗読については省略し、議案資料の新旧対照表で説明いたします。

議案資料の83ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

右の欄が改正前の条例、左の欄が改正後の条例で、改正箇所は下線で示しております。

最初に、条例本文の改正です。

第3条第4号の改正は、別表第1または別表2を、別表1に改めるものです。

改正前の条例では、別表1に定める使用料及び別表2に定める手数料を徴収できるものと定めておりますが、使用料及び手数料の徴収に関する規定をそれぞれ別に定め、第4号では別表1の使用料を、新たに加える第5号で別表2の手数料を徴収することができるものとす

るものです。

第4号の次に、新たな号を2つ加え、第5号として別表2に定める単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を手数料として徴収することができるとするものです。

84ページにお進みください。

第6号では、第5号の規定により算定した額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるとするものです。

第7号は、第4号の次に、二つの号を加えたことによりまして、第5項を繰り下げるものです。

次に、別表1、使用料の改正です。

84ページ中ほどからです。

第2条に規定される西春別デイサービスセンター及び老人保健施設のサービス利用に伴う食費並びに居住費について国で定める基準に基づき、額の改定を行うものです。

最初に、資料85ページ下段をごらんください。

5の項の老健すこやか短期入所から88ページ上段までの6の項の老健すこやかの入所にかかる、1日当たり食費並びに居住費の改正です。

85ページに示します①の食費の額を、1日1,380円から1,392円にするものです。

1日、12円の食費の引き上げとなることから、朝食、昼食、夕食の代金をそれぞれ4円ずつ引き上げ、朝食の額を414円から418円、昼食の額及び夕食の額をそれぞれ483円から487円に改正するものです。

議案資料84ページにお戻りください。

別表1、3の項の西春別デイサービスセンター及び4の項の老健すこやかの通所の昼食の額についても、5及び6の項と同様に、483円から487円に改めるものです。

次に、居住費に係る改正です。

議案資料87ページをごらんください。

87ページ中ほどです。

②の老健すこやかの入所及び短期入所の居住費について、1日370円から377円に改正するものです。

最後に、別表2の改正です。

88ページをお開きください。

別表2では、老健すこやかの各種診断書等の交付手数料を定めておりますが、この手数料を町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例にあわせ、①の死亡診断書を2,060円から2,000円に、②の特殊診断書を5,140円から5,000円に、③の施設利用に関する諸証明を1,030円から1,000円に改正するものです。

改正後は、別表2の手数料に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額が利用者から徴収する手数料となります。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

以上で議案第74号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 75 号

○議長（西原 浩君） 日程第 16 議案第 75 号 別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第 75 号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の 29 ページをお開きください。

本条例の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年 4 月 17 日に公布され、氏に変更あったものは住民票に旧氏、いわゆる旧姓の記載を求めることができるよう、住民基本台帳法施行令の一部が改正されることに伴いまして、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから、条例の一部を改正しようとするものです。

また、外国人住民に係る規定のほか、印鑑登録原票の記録に関する規定についてもあわせて一部改正をするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の 90 ページをお開き願います。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第 5 条第 1 項第 3 号は、印鑑登録原票への登録について、氏に変更があったものに係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏を登録することを加えるものです。

また、外国人住民に係る通称を記載する場合の通称を示す規定について、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、第 30 条の 26 第 1 項から、第 30 条の 16 第 1 項に改めます。第 7 号では外国人住民が住民票の備考欄に記載されている、氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合のあつては、当該氏名の片仮名表記についても登録することとされておりますが、この対象から漢字圏の外国人住民は除かれることから、外国人住民の非漢字圏の外国人住民に限定することを加えるものです。

91 ページをお開きください。

第 3 項は、印鑑登録原票を記録する媒体につきまして、磁気テープを磁気ディスクに改めます。

第 10 条第 1 項第 5 号は、印鑑登録を抹消しなければならない要件のうち、氏の変更により印鑑登録の要件を満たさなくなった場合について、住民票に記載されている旧氏を含むことを加えるものです。

92 ページにお進みください。

第 11 条第 1 項第 1 項及び第 2 号は、印鑑登録を受理できない場合の印鑑の要件について、旧氏等に関する要件を加えるものです。

第14条第1項は、第5条第3項の改正と同様に、記録媒体について磁気テープを磁気ディスクに改めるものです。

附則としまして、施行期日を政令の施行日に合わせて、令和元年11月5日とするものです。

以上で議案第75号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第76号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第76号 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第76号別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書の31ページをお開きください。

別海町牧柵等管理施設は矢臼別演習場における演習実施時の家畜被害を防止することを目的として、平成9年度から平成13年度において飛び出し防止用の牧柵及び一時的に囲うための育成牛等一時管理施設、こちらはコンクリート製パドックになります、を設置し管理してきております。

来年度、国が行う移転措置事業により、本町の農家1戸が移転することとなり、この農家を使用している育成牛等一時管理施設は、その主たる利用目的を失うこととなります。

本施設は防衛省の補助事業で設置されたことから、所管である北海道防衛局と協議をした結果、移転に伴って実際には施設の使用が見込まないこと、及び施設が処分制限期間を超えており、適当な転用策もないことから、本施設の用途を廃止し、財産処分を行うこととなったため、条例の一部改正を行うものです。

改正内容につきましては別冊の議案資料により説明をいたします。

議案資料の93ページをお開きください。

新旧対照表になります。

本条例の別表は牧柵の設置位置及び育成牛等一時管理施設の設置位置に分かれております。

育成牛等一時管理施設の設置地につきましては、さらに西春別地区、中西別地区、上風連地区の三つに分かれております。

今回の改正につきましては、財産処分の対象である育成牛等一時管理施設の設置位置、中西別地区の3番、設置箇所地番、中西別301番地、設置数1基、施設規模面積515.10平方メートルを削除するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で議案第76号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 諮問第1号

○議長（西原 浩君） 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） はい。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますけれども、その選定に当たっては、まず市町村長の意見を、議会をとおし聞いて、その上で地域の候補者を法務局に推薦するというようになっております。

別海町では、現在、別海の保田千恵子さん、棚橋昌博さん、西春別の山藤史江さん、尾岱沼の池田實さん、中春別の藤原優子さん、この5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますけれども、このたび保田千恵子さん、棚橋昌博さん、池田實さんの3名が令和元年12月31日をもちまして3年間の任期が満了することとなります。

つきましては、引き続き保田千恵子さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

保田さんにおかれましては、平成17年1月1日に選任され、現在、5期目で御活躍いただいているところでございますけれども、主な経歴につきましては若干申し上げます。保田千恵子さんは昭和42年に北海道立静内高等学校を卒業後、民間会社などの勤務を経まして、現在、町内で華道教室を開いております。

公職関係の経歴については、平成5年から平成11年まで別海町婦人団体連絡協議会副会長を務められたほか、別海町地域活性化支援機構委員、また、別海町公民館運営審議会委員、そのほか別海町生涯学習推進協議会委員、別海町消費者協会副会長などの役職に就かれておりました。

現在も別海町文化協会副会長等を務められているなど、各方面において大変御活躍をされている方でございます。

現在、人権擁護委員5期目であり、根室人権擁護委員協議会においては、副会長を務められておりまして、町内外の人権擁護委員の信頼も大変厚く、強い責任感とリーダーシップを遺憾なく発揮している方でございます。

経験抱負で識見豊かな保田千恵子さんを引き続き人権擁護委員の候補者として、法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

す。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第 19 諮問第 2 号

○議長(西原 浩君) 日程第 19 諮問第 2 号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(曾根興三君) はい。

諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案につきましても、諮問第 1 号と同様で、このたび任期満了となります棚橋昌博さんを引き続き人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。

棚橋さんにおかれましては、平成 29 年 1 月 1 日に選任されておまして、現在 1 期目で御活躍をいただいているところでございますけれども、主な経歴につきまして若干申し上げます。

棚橋昌博さんは昭和 53 年に北海道教育大学釧路分校を卒業され、根室市立昆布盛小学校で教員生活をスタートさせました。

平成 10 年には根室市立幌茂尻小学校で教頭に昇任され、平成 19 年には上風連中学校に校長先生として着任をされ、根室市立厚床小学校校長、西春別中学校校長等を歴任され、平成 28 年 3 月に退職されまして、現在は標津地区保護司会、別海連合町内会副会長、別海町社会福祉協議会理事等を務められているなど、さまざまな方面で御活躍をされておられます。

長年、教育現場で活躍された豊富な経験から、地域の住民や教育関係者からも信頼が大変厚い棚橋昌博さんを引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦をいたしたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長(西原 浩君) 諮問第 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第 20 諮問第 3 号

○議長(西原 浩君) 日程第 20 諮問第 3 号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(曾根興三君) はい。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案につきましては、このたび任期満了となります池田實さんが、今限りで勇退されることになりましたので、新たに新井田史彰さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間となります。

新井田さんは、現在、尾岱沼にお住まいで昭和37年生まれの満57歳でございます。主な経歴につきまして、若干申し上げます。

新井田史彰さんは、昭和56年に北海道立標津高等学校を卒業され、北海道さけます増殖事業協会に勤務された後、昭和59年に家業である漁業を引き継いで以来、漁業一筋に地域産業を支えてこられております。

また、町内会役員を歴任されるなど、その活動にも積極的に参加、協力し、地域力の向上の一助を担っております。

さらには少年団野球を通じ、指導者として、子供や若い指導者の相談事や悩み事にも献身的に応じるなど、青少年の健全育成に尽力されております。

これより、地域に根差し活躍された豊富な経験から住民からの人望も厚く、人格見識ともに優秀な方でございます。

人権擁護委員の新たな候補者として、新井田史彰さんを法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 認定第1号から日程第28 認定第8号

○議長（西原 浩君） 日程第21、認定第1号、平成30年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第2号、平成30年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第3号、平成30年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第4号、平成30年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第5号、平成30年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第6号、平成30年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第7号、平成30年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第28、認定第8号、平成30年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については、特別委員会を設置し、綿密な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明願います。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、認定第1号から認定第8号までの、平成30年度別海町各会計決算について、決算書は大冊ですので、議案資料により議案概要を一括して説明し、議案説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案資料の95ページをお開きください。

資料は95ページから97ページまでであります。

96ページから説明をいたします。

最初に、平成30年度別海町一般会計及び特別会計決算概要であります。

「1、一般会計及び特別会計の決算概要について」、単位は円で表示をしております。

1号の「一般会計」です。

歳入の収入済額で、183億7,022万1,217円、歳出の支出済額は、183億1,845万2,593円です。

歳入歳出差引残額は、5,176万8,624円、うち基金繰入額が3,000万円となっています。

次にその下の2号「国民健康保険特別会計」です。

収入済額は26億413万8,380円、支出済額は26億347万2,215円で差引残額は、66万6,165円です。

次に3号の「下水道事業特別会計」です。

収入済額は7億4,912万4,375円、支出済み額は、7億4,886万9,032円で、差引残額は、25万5,343円であります。

次に4号の「介護サービス事業特別会計」です。

収入済額は4億7,801万1,055円、支出済額は、4億7,789万7,684円で、差引残額は、11万3,371円となっています。

次に5号の「介護保険特別会計」です。

収入済額は10億7,579万6,709円、支出済額は10億7,575万2,986円で、差引残額につきましては、4万3,723円となっています。

次に6号ですが「後期高齢者医療特別会計」です。

収入済額は1億6,687万9,867円、支出済額は1億6,654万1,717円で、差引残額は33万8,150円となっています。

次に、下段の「2、一般会計及び特別会計の実質収支に関する調書」です。

この表につきましては、単位は千円で表示されております。

1号の「一般会計」、歳入総額183億7,022万1,000円、歳出総額183億1,845万3,000円、歳入歳出差引額は5,176万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額ですが、38万1,000円、実質収支額につきましては、5,138万7,000円、うち基金繰入額が3,000万円ということになっております。

次に2号の「国民健康保険特別会計」ですが、歳入総額26億413万8,000円、歳出総額26億347万2,000円、差引額は66万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。

実質収支額につきましても、したがいまして、同額の66万6,000円となっています。

3号の「下水道事業特別会計」につきましては、歳入総額7億4,912万4,000円、歳出総額7億4,886万9,000円、差引額は25万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が17万6,000円で、実質収支額は7万9,000円となっています。

次に4号の「介護サービス事業特別会計」ですが、歳入総額4億7,801万1,000円、歳出総額で、4億7,789万8,000円、差引額は、11万3,000円、実質収支額につきましても同額の11万3,000円であります。

次に5号の「介護保険特別会計」ですが、歳入総額10億7,579万6,000円、歳出総額10億7,575万2,000円、差引額が4万4,000円、実質収支額につきましても同額の4万4,000円であります。

6号の「後期高齢者医療特別会計」につきましては、歳入総額1億6,687万9,000円、歳出総額1億6,654万1,000円、差引額で33万8,000円、実質収支額につきましても、同額の33万8,000円と、いうふうになっております。

次に資料の97ページでございます。

「平成30年度、別海町一般会計及び特別会計決算、財産の概要」についてです。

初めに、1の「公有財産」です。

決算年度末の数値で申し上げます。

「土地地積合計」9,297万5,606平方メートル、「建物延面積合計」22万3,480平方メートル、「山林面積合計」6,618万1,545平方メートル、「山林立木推定蓄積量合計」74万3,260平方メートル、「有価証券合計、株券」で1億1,567万円、最後に「出資による権利合計」9億8,859万1,000円となっております。

次に右の欄に移っていただきまして、「2の物品・債権・基金」についてです。

これにつきましても、決算年度末の数字で申し上げます。

「物品合計、車両」で、157台、「債権合計、貸付金」で8,102万5,000円、「基金合計、24基金の預金」で41億2,170万円、再掲となりますが、「定額運用基金」の状況です。

この「定額運用基金」につきましては、基金会計が直接、支出できるものですが、年度末残高では、「早坂善也奨学基金」の預金で241万4,000円、「土地開発基金」では、預金で7,638万6,000円、土地が5,119平方メートルで、9,955万4,000円となっています。

次に「平成30年度、別海町各企業会計決算概要」です。

7号の「町立別海病院事業会計」です。

収益的収入及び支出の事業収益の決算額は、20億3,100万819円、事業費用の決算額で22億668万4,980円となっています。

次に資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額は、2億5,897万9,000円で、資本的支出は、決算額3億2,608万8,056円となっています。

次に8号の「水道事業会計」です。

収益的収入及び支出の事業収益の決算額は、10億4,025万2,420円で、事業費用の決算額については、8億1,496万4,163円となっています。

資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額は、1億8,054万8,000円で、資本的支出は決算額5億1,571万1,433円となっているものでございます。

以上で認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

本件認定につきましては、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書をつけ、また、主要な施策の成果一覧票を添付しておりますので申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 認定第1号から認定第8号までの平成30年度別海町各会計決算認定8件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

この審査につきましては、7名で構成する平成30年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、この審査は、7名で構成する平成30年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

ただいま設置いたしました平成30年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により議長において指名いたします。

2番横田議員、3番田村議員、6番大内議員、7番木嶋議員、11番瀧川議員、12番松原議員、15番戸田議員の7名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7名の議員を平成30年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、正副委員長互選のため10分間休憩いたします。

なお、本特別委員会を直ちに委員会室1でお開きください。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成30年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告いたします。

委員長に木嶋委員、副委員長に大内委員。

以上のとおり互選されました。

ここでお諮りします。

平成30年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、令和元年9月11日から次期定例会までとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を令和元年9月11日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

◎日程第29 同意第5号

○議長(西原 浩君) 日程第29 同意第5号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(曾根興三君) はい。

同意第5号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、現在3名の委員を選任させていただいておりますが、本年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。

本案は、これまで3期9年間委員を務めていただいた島田安信さんを引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間となります。

島田さんは、尾岱沼潮見町138番地の9にお住まいで昭和21年5月10日に生まれ、現在、満73歳でございます。

島田さんの経歴については、若干申し上げますが、昭和40年4月から平成18年6月まで41年間、野付漁業協同組合に勤務され、漁業全般にわたり経験豊かなお方でございます。

島田さんの公職歴につきましては、平成19年12月から現在まで、別海町民生児童福祉委員を担っていただいております。

また、平成19年4月から、現在まで、尾岱沼連合町内会理事、尾岱沼潮見町南町町内会会長を歴任されております。

島田さんは地域の人望も厚く、人格識見ともに大変すぐれた方でございますので、引き続き選任をいたしたく議会の皆様の同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(西原 浩君) 同意第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第30 同意第6号

○議長(西原 浩君) 日程第30 同意第6号別海町固定資産評価審査委員会委員の認定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第6号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についての御説明を申し上げます。

本案につきましても、同委員の選任同意案件でございます。

これまで一期3年間、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております森本哲男さんを引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましても、島田さんと同じ令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間となります。

森本さんは別海常盤町の243番地の9にお住まいで、昭和27年11月30日生まれの満66歳でございます。

森本さんの経歴を申し上げますと、昭和46年4月から平成25年3月までの42年間別海町役場に勤務されており、行政全般にわたり経験豊富な方でございます。

また、平成27年8月から、昨年7月まで別海町共同募金委員会評議員を務めており、現在は、別海常盤町内会会長を担っておられるなど、森本さんは、地域の人望も厚く、人格、識見ともに大変すぐれた方でございますので、引き続き選任いたしたく同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第31 同意第7号

○議長（西原 浩君） 日程第31 同意第7号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第7号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についての御説明を申し上げます。

本案につきましても、固定資産評価審査委員会委員の選任同意案件でございますけれども、これまで2期4年6カ月にわたって、固定資産評価審査委員会委員として御活躍をされておりました丸山哲郎さんが、今限りで勇退されることになりましたので、新たな固定資産評価審査委員会委員として坪内省志さんを選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましても、令和元年10月1日から令和4年9月30日ということで、前の2件と同じく、3年間となっております。

坪内さんは、西春別駅前柏町7番地の12にお住まいで昭和35年11月5日生まれの満58歳でございます。

坪内さんの経歴を若干申し上げますと、昭和54年3月に、北海道鹿追高等学校を卒業され、昭和55年3月に、農林水産省十勝種畜牧場草地畜産実技研修場を卒業後、同年4

月に西春別農業協同組合に就職されておられます。

平成18年4月からの営農部営農企画課長、道東あさひ農業協同組合への合併後、平成21年4月からは西春別支所生産課長、平成27年7月からは生産部畜産センター事業対策事務局長として現在至っております、農業全般にわたり大変経験豊かな方でございます。

また、地域においても、これまで西春別駅前連合会柏町町内会の副会長や会長を歴任され、現在は同町内会の副会長兼事務局長を担っておられるなど、地域の人望も厚く、人格識見ともに大変すぐれた方でございますので、新たな委員として選任いたしたく同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第32 報告第6号

○議長（西原 浩君） 日程第32 報告第6号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第6号の内容説明をいたします。

議案の46ページをお開きください。

報告第6号放棄した債権の報告についてです。

本件は、別海町債権管理条例第16条の規定に基づき、放棄した債権について、同条例第17条の規定により議会に報告するものです。

それでは、議案の47ページにお進みください。

平成30年度に放棄した債権は水道料金で合計人数19人、件数502件、金額で53万2,887円です。

内訳につきましては債権放棄の理由ごとに申し上げます。

条例第16条第2号によるもの、人数1人、件数2件、金額1万1,283円となります。

こちらは破産法などの規定により、債務者がその責任を免れたことから、放棄したことによるものです。

次に、条例第16条第4号によるもの、人数18人、件数500件、金額52万1,604円となります。

徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難、または少額の債権額に対して、徴収経費が上回るなどの不適当な理由でありますことから放棄したものであります。

なお、債権放棄の年月日は平成31年3月31日となっております。
以上で報告第6号の内容説明を終わります。

◎日程第33 報告第7号

○議長（西原 浩君） 日程第33 報告第7号平成30年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第7号の内容説明をいたします。

議案の48ページをお開きください。

報告第7号平成30年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

本件につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度健全化判断比率を、公営企業におきましては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに、監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお監査委員の意見につきましては平成30年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また本日議会への報告とあわせまして、町のホームページ上でも、公表を広報紙べつかいのほうには決算状況とあわせて公表予定でありますことを申し添えます。

それでは各比率の状況について御説明いたします。

下の表をごらんください。

まず、最初の表で健全化判断比率です。

健全化判断比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があります。

一つ目の実質赤字比率は一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率を表しておりまして、財政運営の深刻度を示すものです。

この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

平成30年度の一般会計の決算は黒字となりましたことから、赤字比率は生じておりません。

二つ目の連結実質赤字比率も、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、一般会計及び特別会計の全ての会計で黒字決算、また、公営企業会計は流動資産が対象となる流動負債を上回っておりますことから、こちらも赤字比率は生じておりません。

三つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの細部、こちらが標準財政規模に占める比率を表しておりまして、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となります。

平成30年度の比率は11.7%となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の25%や、財政再生計画を義務付けられる財政再生基準の35%を大きく下回っている状

況ですが、前年度比較では0.3%の増となっております。

四つ目の将来負担比率は地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表しておりまして、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

平成30年度の比率は70.8%で、こちらも早期健全化基準である350%を大きく下回っておりますが、前年度からは16.5%の増となりました。

次にその下の表で資金不足比率です。

資金不足比率は公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表しております。

本町では下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、平成30年度は三つの会計すべてにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていないという内容となっております。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

◎日程第34 報告第8号

○議長（西原 浩君） 日程第34 報告第8号専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第8号の内容説明をいたします。

議案の49ページをお開きください。

報告第8号専決処分の報告についてです。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された、工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書のほうを朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月26日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年12月14日、議案第83号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額5,886万円、うち消費税及び地方消費税額436万円を、5,910万2,000円、うち消費税及び地方消費税額438万2,000円に改める。

変更の内容につきましては、構造物の撤去工など、当初概数設計としていた部分の確定によりまして、24万2,000円の増額となったものです。

以上で報告第8号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
本日は、これで散会します。
なお、明日は一般質問を午前１０時から開きますので御参集願います。
皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 ３時０８分

上記は、地方自治法第１２３条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員